

1. 業務環境

静岡県内の経済情勢は、政府の経済対策や金融政策などによる円安・株価上昇や欧州経済の一部改善等を背景に、内需・外需ともに持ち直し、緩やかに回復しつつありますが、製造品出荷額や企業の業況判断指数等の指標を見る限り、回復のテンポは全国に比べ遅れ気味です。平成26年度には消費増税も控えており、駆込み需要に対する反動等も懸念され、景気動向を注視していく必要があると考えます。

2. 業務運営方針

国が推し進める施策に迅速に対応するとともに、地方公共団体の各種施策にも積極的に協力します。また、顧客サービスの充実を図り、中小企業の多様なニーズに的確に対応し、県内経済の発展に寄与するため、以下の課題について重点的に取り組みます。

(1) 創業支援の強化

開業率の向上は中小企業施策において重要な課題となっており、県内経済の活性化に寄与する創業支援を積極的に行います。金融機関が主催するビジネスコンテスト等へ参画し、創業部門の受賞者に対して信用保証による創業資金の提供、専門家派遣による創業前後のフォローアップ及び広報などの支援メニューを用意し、創業計画にマッチした支援策を講ずることにより、創業支援をさらに強化します。

(2) 政策保証の推進

信用補完制度は中小企業金融政策の重要な柱であり、以下の政策保証を中心に中小企業者のニーズに合った保証を積極的に推進します。

① 「経営力強化保証」

金融と経営支援の一体的取り組みを促し、中小企業の経営力の強化を後押しする「経営力強化保証」については、中小企業の信用リスクの軽減や企業の経営力の増強に寄与することから、金融機関や認定支援機関の皆様と連携して積極的に取り組みます。

② 「事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）」

事業再生計画等に基づき、経営改善に取り組む中小企業の資金調達を支援する「事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）」については、企業支援室を主体に前向きに取り組み、事業再生の途上にある中小企業の支援を推し進めます。

③ 「経営者保証ガイドライン対応保証」

国の施策として経営者保証に関するガイドラインが定められ、平成26年2月に「経営者保証ガイドライン対応保証」が創設されました。ガイドラインの趣旨を踏まえ個々の実情に即した適切な対応に努めます。

(3) 協会独自保証の推進

政策保証に注力しつつ、以下に掲げる独自保証制度の利用促進を図り、中小企業のリスク管理、電力需給の安定及び新成長分野への進出等の支援に積極的に取り組みます。

① 「BCP特別保証」

中小企業は災害に備えた対策が必要であり、事業継続計画の策定を促す「BCP特別保証」の周知と利用促進を積極的に推進します。

② 「エネルギー需給安定対策保証」

省エネルギー設備や電力危機対応設備等の導入により、中小企業の安定的なエネルギー確保を促進し、社会全体のエネルギー需給バランスの改善を見据えた「エネルギー需給安定対策保証」を引き続き積極的に推進します。

③ 「新事業展開関連保証」

既存の産業分野から、医療、介護、環境及び観光等の新成長分野へ事業展開する前向きな中小企業に対し、金融支援と経営支援を一括して行う「新事業展開関連保証」について広く周知を図り、積極的な利用を働きかけ新成長分野への進出を後押しします。

(4) 資金繰り支援の強化

中小企業の財務状況等を踏まえ、「条件変更」「借換保証」に的確に取り組み、中小企業の資金繰り円滑化を支援します。

(5) 反社会的勢力等の排除

反社会的勢力等の保証制度利用を未然に防止するため、関連情報を集約したデータベースを充実させるとともに、平成21年度に発足した「県信用保証協会・警察等連絡会」の活用により、情報の共有化や関係機関との連携を一層強化し、適切に対応します。

(6) 経営改善支援

企業支援室を中心に、経営改善計画の策定支援に加え、専門家派遣事業についても同様に推進します。

①経営改善計画の策定支援

金融機関に経営改善計画の策定支援を継続的に要請し、窮境原因の分析とそれに対応する具体的なアクションプランを備えた実現可能性が高いレベルになるまで検討を重ねていきます。

②独自の専門家派遣事業の推進

経営改善計画の策定を推進するため、費用の一部を負担して独自に専門家を派遣し、経営診断・指導を行う仕組みを構築しました。企業のニーズに即した専門家を選定し、企業がより効果的なアドバイスを受けられるよう努めています。

③「中小企業経営改善促進支援制度」等による小規模事業者への支援

主として小規模企業の経営支援を目的に「中小企業経営改善促進支援制度」を創設しました。この制度は、返済緩和先を対象として、実現可能性の高い経営改善計画の策定を条件に新規融資を可能としたものであり、小規模事業者の業況改善を後押ししていきます。

(7) 事業再生支援

事業再生支援は、企業の倒産を抑制して雇用を確保する効果的な施策であり、引き続き金融機関・静岡県中小企業再生支援協議会や地域再生ファンドなど関係機関の皆様と連携、協調して推進するとともに一部費用補助を行い、中小企業の負担軽減を図っていきます。

①静岡県中小企業再生支援協議会の活用

中小企業再生支援協議会の支援により再生計画を策定しフォローアップを行うことで再生が見込まれる企業については、金融機関に再生支援協議会への持ち込みを依頼するなど活用するとともに連携を密にしていきます。

平成26年度 経営計画

②静岡県経営改善支援センターの活用

経営改善に取り組む中小企業に対して静岡県経営改善支援センターの利用を促し、さらに認定支援機関である専門家の選定に関与し、診断・指導の際には協会職員も同行するなど、改善の実現可能性を高いものとすべく引き続き注力していきます。

③中小企業支援ネットワークの機能強化

当協会が事務局を務める「しづおか中小企業支援ネットワーク」の機能を強化し、個別企業の事業再生を支援する「経営サポート会議」を新たに設置することにより、「事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）」の取り扱いを可能にします。

④地域再生ファンドを利用した抜本的事業再生への協力

地域再生ファンドに対しては、累計で1億円の出資を行うなど事業再生手法の多様化に協力しており、今後も地域再生ファンドを利用した抜本的な事業再生案件に対する取り組みを行っていきます。

（8）コンプライアンス態勢の強化

保証協会の公的使命や社会的責任を果たすため、コンプライアンス態勢の強化に取り組みます。コンプライアンス・プログラムに沿って計画的かつ確実に取り組むとともに、その後の検証を併せて行います。

（9）広報活動の充実

保証協会の公共的使命や社会的責任が高まっていることを踏まえ、ホームページや広報誌に加えマスメディアを活用したタイムリーな情報提供を行い、顧客サービスの向上に努めます。

3. 事業計画

平成26年度の保証承諾等の主要業務数値（計画）は、以下のとおりです。

（単位：億円）

年 度 項 目	平 成 2 6 年 度		
	金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保 証 承 諾	3,314	80.2%	105.5%
保 証 債 務 残 高	14,067	88.2%	90.4%
代 位 弁 済	420	93.3%	98.4%
実 際 回 収 (元金、損害金の合計額)	75	103.5%	103.9%